

## 宮津市地域中心拠点施設再生可能エネルギー導入業務委託プロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

公共施設への再生可能エネルギーの導入を単なる設備整備にとどめず、エコ観光地づくり等を通じた観光産業の振興、市民・観光客・次世代への能動的な理解促進・環境教育の実践を図り、自立的な再エネ普及拠点を形成することを目的とする。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 宮津市地域中心拠点施設再生可能エネルギー導入業務
- (2) 業務内容 別紙1「宮津市地域中心拠点施設再生可能エネルギー導入業務委託仕様書(企画提案用)」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月12日まで
- (4) 予算概要 委託料の上限額 27,863,000円(消費税及び地方消費税を含む。)なお、この金額は、契約(予定)金額を示すものではない。
- (5) 契約保証金 免除

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8年4月1日現在において、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ、納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税並びに市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 国、都道府県及び市町村の発注による、同種業務又は類似業務を誠実に履行(施行中を含む。)していること。

※ (1)から(4)については、連携協力企業等(参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者)があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。

### 4 参加手続

本プロポーザルの資格審査を受けようとする者は、次のとおり必要な書類等を期限までに提出すること。

#### (1) 提出書類

- ア 参加申込書(様式1)
- イ 会社概要関係書類(様式2)※パンフレット等があれば添付すること。
- ウ 業務実績調書(様式3)※業務実績を補足する資料(契約書、成果品等)を添付すること。

- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和8年6月10日(水)午後5時まで
- (4) 提出場所 「14 問合せ先」のとおり

(5) 提出方法 持参又は郵送によること(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)

(6) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、その可否について参加資格審査通知書を発送する。なお、参加資格を満たしていると判断した者には、令和5年度に実施した宮津市エネルギー構造高度化調査・設計業務の報告書及び令和6年度に実施した宮津市エネルギー構造高度化調査・設計業務の報告書のうち、本プロポーザルに該当する箇所の電子データを電子メールにて送信する。

## 5 企画提案書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要な書類を期限までに提出すること。

ア 企画提案書(「6 企画提案書について」を参照)

イ 配置予定技術者経歴書(様式4)

ウ 提案見積書(様式5-1)

エ 費用内訳書(様式5-2)

オ 結果通知発送用等の返信用封筒(1枚)(宛名記入、切手貼付)

(2) 提出部数 各10部(原本1部、副本(コピー可)9部)(オを除く。)

※企画提案書については、CD-R又はDVD-Rを用いて電子データを合わせて提出すること。

(3) 提出期限 令和8年6月19日(金)午後5時まで

(4) 提出場所 「14 問合せ先」のとおり

(5) 提出方法 持参又は郵送によること(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)

## 6 企画提案書について

(1) 企画提案書の概要

仕様書に記載する業務内容をより効果的に達成するための提案を行うもの。

(2) 形式

用紙はA4判又はA3判折り込みとし、任意様式とする。

(3) 企画提案書の構成

企画提案書は、本事業のこれまでの経過、実現性、具体性、効果性に留意し、別紙1「仕様書」に基づき、次の事項を記載すること。

ア 仕様書に記載の業務について、記載内容を具現化するための具体的な調査項目・計画内容・調査実施方法等並びに当該プロジェクトの次年度以降の展開イメージを具体的に記述すること。

イ 仕様書に記載されていないが、本市に有益と思われる独自提案があれば記載すること。

(4) その他

業務提案書において別途費用を必要とする内容がある場合には、必ずその旨を明記し、概算費用を提示すること。明示のない場合又は不明確な場合は、提案見積金額内とする。

## 7 質疑応答等

参加申込書及び企画提案書の提出について質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。質疑に対する回答は、参加表明書を提出している全ての者に対し、随時電子メール又はファクシミリにより回答する。

なお、提出期間後の質疑には応じないので、留意すること。

- (1) 提出書類 質疑書(様式6)
- (2) 提出期間 令和8年5月29日(金)から令和8年6月15日(月)までの土曜日及び日曜日を除く、午前9時から午後5時まで
- (3) 提出方法 電話連絡の上、電子メール又はファクシミリにより提出
- (4) 提出場所 「14 問合せ先」のとおり

## 8 事業者の選定

### (1) 審査・選定方法

提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、別紙3「審査基準」に基づき審査を行い、最も高い評価を得たものを優先交渉権者として選定する。ただし、各項目に基準点を設定し、最も高い評価を得た者の総得点が60点に満たない場合、優先交渉権者としての選定を見送る。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングを順次個別に行う。

イ プレゼンテーション等については、Zoomを使用して実施する。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、5名以内とする。

エ プレゼンテーション等の実施日時は、参加資格審査通知書により通知する。

オ ZoomのURL、ログインID及びパスワードについては、別途、電子メールにて連絡する。

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての者に対し書面により通知する。

なお、審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めない。

## 9 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

選定した優先交渉権者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、速やかに契約を締結する。なお、合意しなかった場合は、次順位の事業者を新たな交渉権者として協議を行う。

### (2) 支払条件

業務完了時の一括払とする。

## 10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていないことが発覚した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (4) 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条例に違反した場合
- (5) 提案見積金額が2(4)に定める委託料の上限額を超えた場合
- (6) 本市が示す仕様を満たさないと認められる提案を行った場合
- (7) 他の参加者と提案内容などについて相談を行った場合
- (8) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合

## 11 留意事項

本業務に参加するに当たり、次の事項に留意すること。

- (1) 提出された企画提案書などは返却しない。
- (2) 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- (6) 提出された書類は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び宮津市情報公開条例(平成12年条例第56号)に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。

## 12 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりである。

内 容	日 程
参加資格審査	令和8年5月29日(金)から 令和8年6月10日(水)午後5時まで
質疑書の提出	令和8年6月15日(月)午後5時まで
企画提案書等の提出	令和8年6月19日(金)午後5時まで
プレゼンテーション等	令和8年6月26日(金)(予定) (正式日時は企画提案書等の提出後に通知)
審査結果の通知	令和8年6月29日(月)(予定)
契約締結	令和8年6月30日(火)(予定)

## 13 その他

- (1) 本市が参加を認めた後に辞退しようとする場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。
- (2) 企画提案書及び提案見積書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加手続及び企画提案書提出後、それぞれに係る関係書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、本市から指示があった場合は、この限りではない。
- (4) 本プロポーザル及びプレゼンテーションの実施に当たり、本市から追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に関する経費は、提案者の負担と

する。

(6) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

#### 14 問合せ先

宮津市 市民環境部 市民環境課 環境衛生係

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345 番地の1(本館1階)

【TEL】 0772-45-1617

【FAX】 0772-25-1691

【e-mail】 [eisei@city.miyazu.kyoto.jp](mailto:eisei@city.miyazu.kyoto.jp)